

○内閣府令第六十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、構造改革特別区域法施行規則及び地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

構造改革特別区域法施行規則及び地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

（構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第一条 構造改革特別区域法施行規則（平成十五年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改め、同条第五号中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改める。

別記様式第一中「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」を「9 「別

紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容」や 「別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置は、記載するよう努めること

の内容」ひ 「注 特定事業ごとに作成すること」や 「注 1 特定事業ごとに作成すること
2 1に掲げる事項については、記載するよう

努めること」こ改める。

(地域再生法施行規則の一部改正)

第二条 (略)

附 則

この府令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から施行する。